

特定監理団体とは？

特定監理団体の認定を受ける事により、2021年3月31日までの間、建設業界の技能実習生の受入れに関し、以下の延長申請が可能になりました。

◎上記期間内において3年を満了した技能実習生は、その帰国が2021年3月31日までに限ることを条件に2年間延長できる。但し、在留資格は「技能実習2号」から「特定活動」に切り替えることになる。

◎一度、本国に帰った建設関係の元技能実習生であって、帰国後1年を経ないものは最大2年間、帰国後1年を経過した者には、建設特定活動最大3年間の在留資格が与えられる。